

こんな時、どうするの？ マニフェストのE、D票を紛失してしまった



今月号は、協会にあった相談事例を紹介します。

(内容)

建設会社から再利用できないがれき類を最終処分場に収集運搬した業者だが、最終処分業者から預かったD、E票を紛失してしまった。マニフェストを切りなおしたほうが良いか、どう対応したらよいか教えてほしい。

(回答)

マニフェストは、排出事業者が委託した廃棄物がどのように処理されているか、処理されたかを知る方法の一つです。したがって、排出事業者が最終処分場で処理が完了したことを知らせれば足りるわけですが、どう知らせるかいくつか方法があると思われます。

まず口頭で、D、E票を紛失したことを排出事業者の説明し、処理完了年月日を知らせることが考えられます。しかし、口頭で済ませてしまうと、D、E票に代わるものがなく、排出事業者も不安に感じるところがあるかもしれません。現実的には、貴社に届いているC2票の写しを2部用意し、余白にD、E票と明記し、加えて、貴社で、「当社内において、D票を紛失してしまいましたので、本C2票の写しをD票とさせていただきます。」と記載し、会社名を記載、押印し、D票としてはいかがでしょうか。E票についても、同様にしてはいかがでしょうか。

また、そもそも、D、E票は、処分業者が送付するものなので、紛失してしまったことを処分業者に説明し、処分業者が、C1票の写しの余白に、「収集運搬業者から、D、E票を紛失してしまつたと申し出があり、本書をD、E票とします。」と明記し、会社名を記載、押印して、D、E票にかえるということも考えられます。本来の形からすると、処分業者に発行していただいたほうが良いかもしれません。

いずれにいたしましても、排出事業者、処分業者と話し合っ、両社が納得する形が良いと思います。マニフェストを切りなおすことは、事実を曲げることになるので、あまりお勧めはできません。

### 廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言を行う事業を実施しております。

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設。更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）  
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。